

# 大学等における知財活動に関する国の支援施策 —現状と課題—

## State Measures to Support Intellectual Property and Related Activities in Universities and Other Academic Institutions — Their Current State and Problems —

文部科学省研究振興局<sup>\*</sup>  
研究環境・産業連携課技術移転推進室

**抄録** 国立大学の法人化を機に、大学等の知的財産活動は大きな変化を遂げました。文部科学省では「大学知的財産本部整備事業」など必要な施策を講じることを通じて、大学等の知的財産活動を一層促進させ、我が国の「知的財産立国」の実現に努めています。

### 1. 背景

#### (1) 大学等における産学官連携活動・知的財産活動の重要性について

今、大学等を巡る状況はこれまでになく大きく、そして急速に変化しています。

「科学技術創造立国」を目指す我が国において、産学官の有機的な連携を促進し、大学等の知的創造活動の成果を社会に還元することは極めて重要です。これまでも科学技術基本計画（第1期及び第2期）等において産学官連携の推進の必要性が指摘されてきたところですが、さらに、「知」の時代といわれる21世紀に入り、「知」の拠点としての大学の重要性が一層増していくなかで、我が国の経済の活性化や国際競争力の強化等の観点から産学官連携に対する期待はますます高まっており、その推進は、大学にとっても、「社会貢献」を果たす一形態として重要な役割を担っています。

また、我が国が「知的財産立国」を実現するためには、質の高い知的財産を生み出す仕組みを整え、知的財産を適切に保護し、知的財産が社会全体で活用され、再投資により更に知的財産を創造

する力が生み出されてくるという「知的創造サイクル」を有効に機能させることが不可欠です。

企業にとって、将来の技術革新につながる基礎研究を自己完結的に行うことが資金面を含めます困難となるなか、大学には、知的創造サイクルにおける知の創造の担い手として世界レベルの独創的な研究成果を産み出すこと、更に、知の活用を担当する産業界と連携して研究成果に基づく革新的ブレークスルーを達成することや新技術・新産業の創出に寄与することがこれまでになく強く期待されています。

#### (2) 大学等における知的財産等の取扱いについて

このような状況の下、平成13年6月に「大学（国

\* Office for Technology Transfer Promotion  
Research Environment and Industrial Cooperation  
Division  
Research Promotion Bureau  
Ministry of Education, Culture, Sports, Science and  
Technology (MEXT)

立大学)の構造改革の方針」において国立大学の法人化の方針が示され、その後、16年4月に国立大学は法人化されました。法人化により、各国立大学はこれまでの国の機関としての一律の諸制度から解き放たれ、各大学の個性・特色に応じ、主体的な判断による柔軟な取組が可能となりました。

この間、法人化に向け、科学技術・学術審議会に設置されている産学官連携推進委員会においては、14年5月に知的財産ワーキング・グループを設置し、大学における知的財産の原則機関帰属への移行や機関管理のあり方について、また、同時に利益相反ワーキンググループを設置し、利益相反・責務相反への対応について、それぞれ検討を行うなど新たな産学官連携のあり方とその推進方策について審議し、15年4月に「新時代の産学連携の構築に向けて」と題したとりまとめがなされています。

国立大学の法人化前におけるこれまでの発明の取扱いは、原則個人帰属となっていました。しかし、教員個人にとっては、発明の特許化するための負担が大きく、また、特許化してもこれを育成し企業に発信・移転する有効な手段を持たないため、発明が活用されない例も多く見受けられました。このため、大学で生み出された知的財産等が社会で十分効果的に活用されてきたとは言い難い面があったことは否めません。このような状況を受け、同委員会においては、「従来の個人帰属原則のもとでは活用が不十分であったこと、近年の体制整備の進展、さらに国立大学法人化といった事情の変化を考慮し、今後は機関帰属を原則とし、各大学毎のポリシーのもとで組織として一元的に管理・活用を図ることが望ましい」との報告がなされたところです。

大学が知的創造サイクルの一翼として社会からの強い期待に応えていくためには、知的財産を原則機関帰属化し、大学が組織的に取り扱うことに

より、個人帰属における問題点を解消するとともに、企業等との交渉窓口の一元化を図り、知的財産が死蔵化されることなく有効に活用されるという研究成果の社会還元を実現することが期待されています。

また、知的財産戦略大綱(平成14年7月3日知的財産戦略会議決定)及び知的財産基本法(平成14年法律第122号)等においては、大学等において研究成果の適切な管理及び企業等への円滑な移転が行われるよう、知的財産管理機能の強化を図るため、知的財産に関する専門的知識を有する人材を活用した体制整備の必要性が謳われました。

このような大学等の研究成果を原則研究者個人に帰属するものとしていた従来の取扱いを、原則機関帰属に転換する政府の方針を踏まえ、15年度から「大学知的財産本部整備事業」を開始したものです。

## 2. 課題と現状

### (1) 「大学知的財産本部整備事業」の概要について

「大学知的財産本部整備事業」は、大学等で生まれた研究成果の効果的な社会還元を図るため、大学等における知的財産の戦略的な創出・管理・活用を図るモデル的な体制を整備するものです(図1参照)。

具体的には、副学長等をトップとする知的財産本部を大学の中核機能として位置付け、

- ・知的財産戦略の企画・立案
- ・知的財産の創出・取得のマネジメント
- ・知的財産の管理・活用ルール作成
- ・産学官連携の基本的ルール作成
- ・研究成果・秘密情報の保護
- ・知的財産の取扱いに関するアドバイス・学内啓蒙

などを行う、大学の自由な発想に基づく知的財産

の新しいマネジメント体制の構築を図るものです。これは、これまでの大学にはなかった全く新しい体制であることから、大学内部には専門的な人材がおらず、また、ノウハウもないため、本事業においては、外部人材を積極的に活用し、学内ルールを整備するなどの初期段階の体制作りから始まり、事業終了後をも見据えた内部人材の育成を行うなどの安定した体制が整備され、「知的創造サイクル」が実現するまでの原則5年間の継続的な支援を前提としています。

事業の実施に当たっては、全国の大学等から申請された83件の計画を審査し、「大学知的財産本部整備事業」として34件、「特色ある知的財産管理・活用機能支援プログラム」として9件の合わせて43件を選定しました（図2参照）。

## (2) 「大学知的財産本部整備事業」に係る中間評価について

このたび、平成15、16年度の2ヵ年が終了したことにより、事業の効率的・効果的な実施のための中間評価を行いました。科学技術・学術審議会産学官連携推進委員会の下に、産学連携や知的財産活動に関する「産」・「学」の有識者からなる「大学知的財産本部審査・評価小委員会」を設置し、現時点における各大学等の取組状況の評価を行い、改善すべき点等を含め、各大学等に評価結果を伝えることにより、今後のより効率的で効果的な体制の整備に向けた取組の改善を促したところです。

今後、本事業を実施している各大学等においては、今回の評価結果を踏まえ、よりよい体制の構築に努め、全国の大学のモデルとなる知的財産の創出・管理・活用体制の整備を進めていくことを強く期待しています。

図1：大学知的財産本部整備事業

～知的財産の戦略的「創出」「取得」「管理」「活用」のための体制整備～

平成17年度予算 27億円

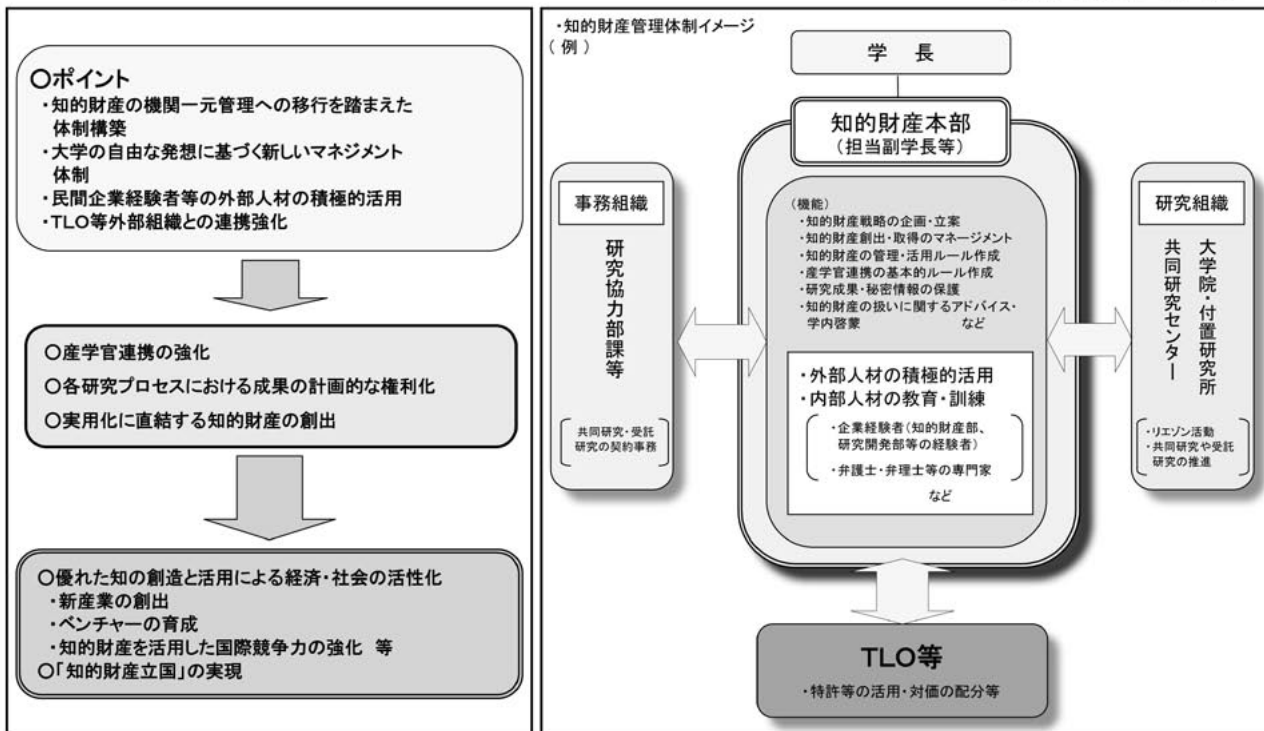
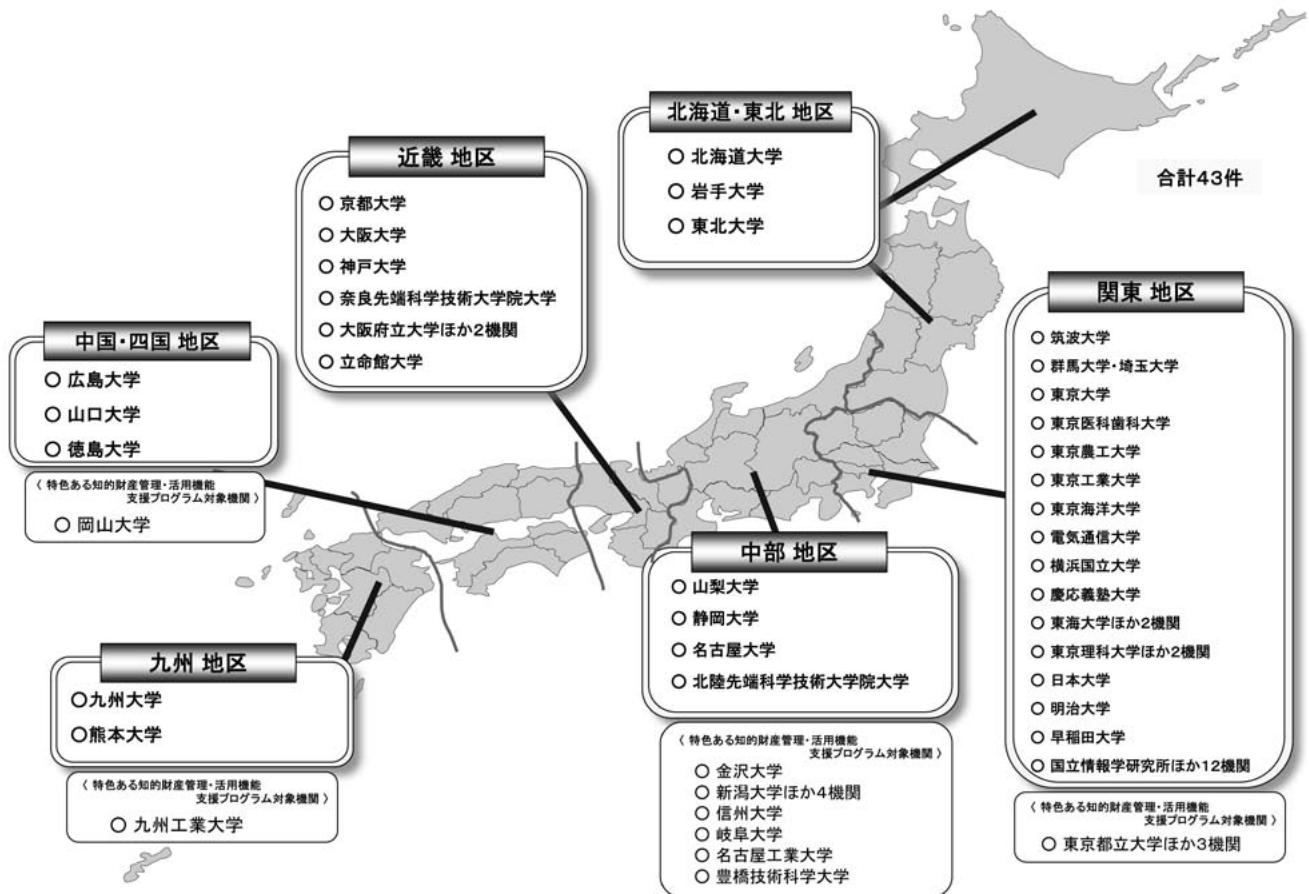




図2：「大学知的財産本部整備事業」実施機関一覧



- なお、今回の中間評価の結果をみると、
- ・副学長等をトップに据えた知的財産の創出・管理・活用を図るための全学的・横断的な体制の構築
  - ・企業OBや弁理士，弁護士などの外部の専門人材の積極的な活用
  - ・知的財産ポリシーや利益相反ポリシーなど基本的な学内ルール策定
  - ・研修会の実施や手引書の作成などによる学内教職員への普及啓発活動
  - ・発明届出に対する機関帰属・出願の決定などの審査体制の確立
  - ・出願からライセンスに至るまでをカバーした知財の管理システムの導入

など、総じて、短期間の間に当初の事業計画を着

実に踏まえた体制の整備が図られたことがわかりました。

こうした取組を通じ、機関帰属の方針が浸透し、発明届出数が大幅に増加するとともに、特許出願数が飛躍的に増大するなど、当初の予想を上回るペースで着実に実績を上げつつあります。

また、知的財産を核とした民間企業等との連携活動も活発に展開され、特に民間企業等との共同研究を見ると、本整備事業対象の43大学等における平成16年度の共同研究実施件数・研究費の伸びが対象以外の大学の伸びを大幅に上回るなど、知的財産を核とした知的創造サイクルの実現に向け、確かな一歩を踏み出していると言えます。

しかし、今回の中間評価を通じ、今後改善すべ

き課題も明らかになりました。

特に、以下の点については、多くの大学に共通する課題であると言えます。

- ・体制の整備や知財に対する理解・関心の高まりに応じ、発明届出数等が増大したことに伴う審査・出願体制の充実への対応
- ・大学のポリシー・ルールを踏まえつつ、個々のケースに応じた柔軟な対応
- ・特許出願経費など、本事業対象費以外の活動費の確実な措置
- ・専門人材のみに頼るのではなく、将来を見通した内部人材の計画的な養成
- ・蓄積されたノウハウの着実な継承と他大学等への普及
- ・本事業終了後における大学における自立的な体制整備に向けた検討への着手

また、今後予想される大学等が関与する知的財産に関する紛争について、どのように対応していくのか具体的な検討を進めることが必要です。

各大学等においては、今回の中間評価において指摘された各大学の改善課題への取組と合わせ、上記の点についても早急に検討を行い、よりよい体制の構築に向けた取組を進める必要があります。

なお、今回の評価は、本事業による効果について評価したものであり、各大学における知的財産活動・産学連携活動そのものについて評価したのではないことをここで申し述べておきます。

### (3) 地域連携ネットワーク事業について

「大学知的財産本部整備事業」は、前述したとおりモデル事業です。実施機関は、単に知的財産本部の体制整備を進めるだけでなく、本事業の対象となっていない他大学等に対して、そのノウハウを普及することを責務として負っています。このため、平成16年度より大学知的財産本部整備事業の一環として「地域連携ネットワーク事業」を

開始し、「大学知的財産戦略研修会」及び「産学官連携ビジネスショウ」の実施（全国の6ブロック（北海道・東北，関東，中部，近畿，中国・四国，九州）で開催）を通じ、実施機関を中心に成功事例・失敗事例を紹介するなど体制整備のノウハウの他大学等への普及と大学等の研究成果の外部への発信に努めているところです。

なお、大学発の最先端技術シーズの展示等を通じた、国内大学の最先端技術シーズと産業界のマッチングイベントである「イノベーション・ジャパン2005」が、昨年を引き続き、本年9月27日(火)から29日(木)に開催されます。そこでも、大学知的財産本部整備事業選定大学における取り組みや、大学の知的財産活動をサポートする団体の事例を紹介する予定です。

### (4) 大学等における発明等の実績について

このように「大学知的財産本部整備事業」を通じて大学等における知的財産の組織的な管理・活用が図られた結果、当該事業の実施機関を中心に、全国的にも発明届出数や特許出願数等が飛躍的に増大しています（図3参照）。

例えば、国立大学等では、事業を開始した平成15年度は、まだ法人化前（機関帰属化以前）だったにもかかわらず、この事業の取組等を通じて、各大学において先行的に発明等の届出の徹底などが図られた結果、発明届出数は大幅に増加し、更に、16年度には6,968件と、12年度の約2.9倍となっています。また、特許出願数は、法人化に伴い知的財産が機関帰属化された16年度には3,756件と、12年度の約11.7倍となっています。これらは、今後も引き続き増加する可能性が高いため、特許出願に係る経費の増加が予想されています。また、実施料収入について目を向けると、16年度は416百万円と、12年度の約1.6倍であり、発明届出数や特許出願数と比較するとその伸び率は小さいも

のとなっています。これは、通常、特許出願から権利化まで3年程度かかるため、まだ実施に至っていない特許等が多く存在しているからですが、今後は、知的財産がより一層有効に活用されるよう、各大学等においては、市場性を加味した出願に意を配るとともに、TLO等外部機関を活用した積極的な実施化に努める必要があります。

(5) 今後の課題

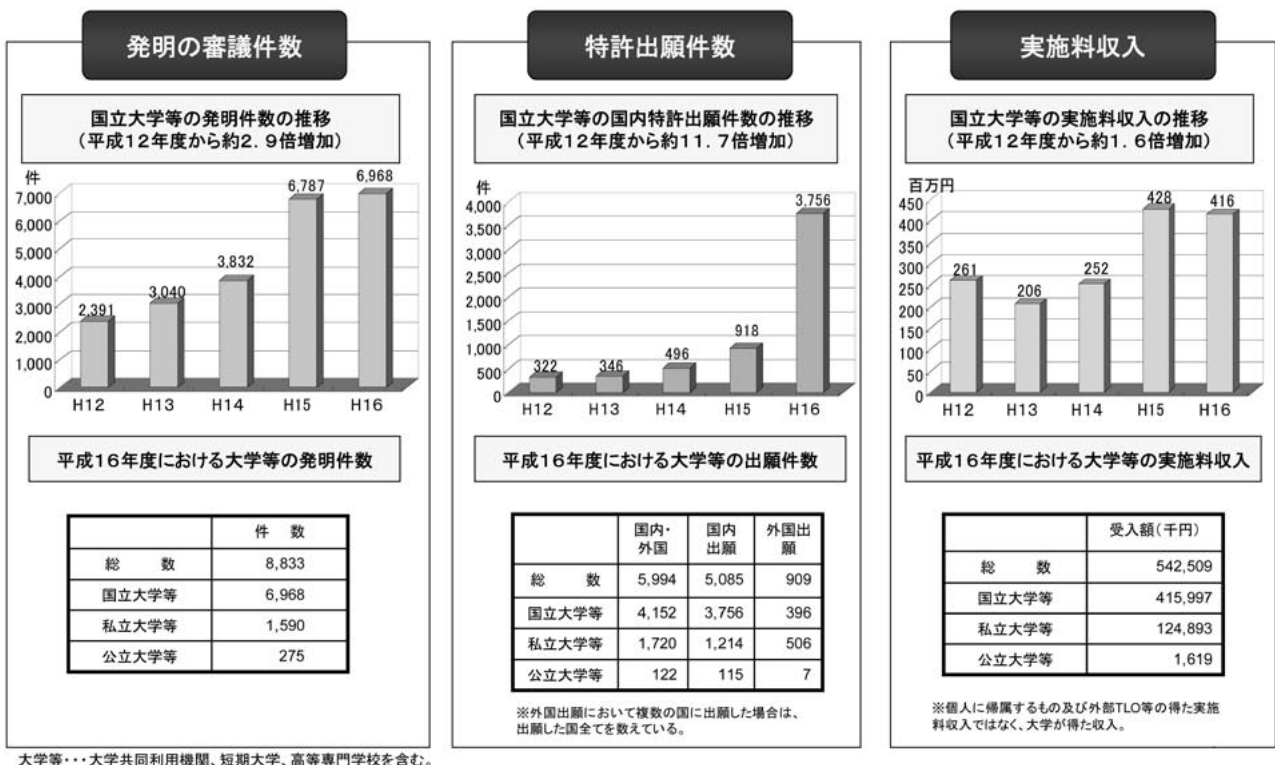
現在、知的財産の管理・活用体制を整備している大学は平成17年3月末現在で142大学であり、16年3月末現在の119大学と比較すると、1年で約2割も増加したことになります。また、国公私立大学の発明件数は着実に増加し、特許出願件数（国内・外国）にあつては、前年度の2.43倍となるなど、実績は全国的に確実に増加しております（図4参照）。今年度は本事業の継続期間の3年目にあたり

ますが、その効果は、間違いなく全国に波及されております。

この「大学知的財産本部整備事業」は、全国の国公私立大学が戦略的に知的財産活動をしていくにあつての起爆剤となるものであり、今後も引き続き、前述の中間評価結果を踏まえ、各大学に対しては、事業計画の着実な実施及び中間評価において指摘された点等への取組に努めるよう求めるとともに、地域連携ネットワーク事業等を通じ、各大学の知的財産本部の活動について、他大学等への普及に努めてまいります。また、これまでに創出・取得した知的財産をどのように活用していくのかなど新たなステージにおける各大学の特性を活かした取組に期待しています。

「知的創造サイクル」の実現のためには、大学の主体的な取組が必要なことは言うまでもないことですが、それに加え、産業界の理解と協力、行

図3：大学等における発明等の実績



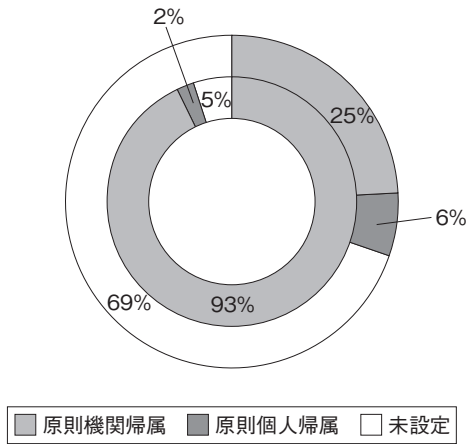
政による適切な支援が必要です。

文部科学省では、引き続き、関係省庁と連携を図りながら、必要な施策をタイムリーかつ積極的

に講じることを通じ、我が国の「知的財産立国」の実現に向け努めていくこととしています。

図4：知的財産の管理・活用体制等の状況

■知的財産の帰属方法



■組織として管理・活用体制の整備状況

内円：国立  
外円：公私立

